



被扶養者（認定・~~取消~~）申告書

共済組合受付印

所属所受付印

組合員証記号番号										所属所名				組合員氏名			組合員現住所				
9	9	9	9	-	1	2	3	4	〇〇市				〇〇 〇〇			〒 999 - ### 〇〇市〇〇町99丁目99番地99号					
認定(取消)を受けようとする者の氏名	性別	生年月日		続柄	職業	年間所得推計額(種類)	同居・別居の別 (別居のときは現住所を記入のこと)	扶養手当受給の有無	給与事務担当者証明印	被扶養者の要件を備え又は欠に至った年月日及びその理由	資格喪失証明書発行希望の有無	※判定及び理由									
		判定	年月日									理由									
フリガナ 〇〇 ◆◆	男	昭	年	月	配偶者	0	同居・別居	有・無	印	平成 27年 11月 1日 就職	有・ 無										
	女	平	99	99											99						
フリガナ	男	昭	年	月			同居・別居	有・無	印	平成 年 月 日	有・無										
	女	平																			
フリガナ	男	昭	年	月			同居・別居	有・無	印	平成 年 月 日	有・無										
	女	平																			
フリガナ	男	昭	年	月			同居・別居	有・無	印	平成 年 月 日	有・無										
	女	平																			
(注) 配偶者の認定を受けようとする場合に記入のこと。						(注) 認定申請の事由が退職によるものの場合に、雇用保険の状況を記入のこと。															
配偶者の基礎年金番号						雇用保険の状況						加入 (・受給資格なし・申請手続き予定 ・申請手続き中 ・受給しない) 非加入									
上記のとおり申告します。 鳥取県市町村職員共済組合 理事長 様 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 申告者 〇〇 〇〇 										※ 決 裁		事務局次長		課 長							
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 所属所長 〇〇市長 〇〇 〇〇 										平成 年 月 日		合 議		主 査							

添付書類について

○認定申告

添付書類	備考
扶養事実の申立書	配偶者、子の出生の場合を除き、扶養しなければならない理由を記載して必ず提出してください。
所得証明書 ※1	配偶者、子の場合は本人、それ以外の者は世帯全員の所得証明書を必ず提出してください。また、所得証明書に記載されている収入の状況を確認するため、下記の書類を添付してください。
離職票または退職証明書	職を失い給与所得が無くなったため、認定を受けるとき提出してください。
雇用証明書	パート、アルバイトの収入の状況を雇用主に証明してもらってください。
確定申告書及び収支内訳書	農業や不動産など経費を除いた収入の状況を確認します。
年金支払通知書・改定通知書	認定を受けようとする月の、年金受給額がわかるものを提出してください。
住民票謄本 ※2	同居・別居の事実を証明するために提出してください。
戸籍謄本	配偶者との婚姻日を証明するために提出してください。同居が扶養認定の要件となる親族(配偶者、血族の子、父母、孫、祖父母、弟妹を除いた三親等内の親族)の場合、組合員との続柄を証明するために提出してください。
送金通知書等控 ※2	別居している場合、組合員からの仕送りをもとに生計を維持していることを証明するため、前三ヶ月分の仕送りの事実を客観的に証明できる書類を提出してください。
在学証明書	学生の場合、在学していることがわかる書類を提出してください。(学生証不可)
施設等入所許可書等	施設等に入所しており別居している場合に提出してください。

※1 18歳未満の子は不要。ただし夫婦共同扶養の要件が未確認の場合は配偶者の所得証明。

※2 配偶者、18歳未満の子、学生は不要。

その他

その他認定申告に至った状況を証明する書類の提出を求めることがあります。

認定事由発生から30日以内に届出がなされない場合は、所属所が届出を受理した日から認定となります。

60歳未満の配偶者の申請の場合には、国民年金第3号の関係書類も併せて提出してください。

○取消申告

添付書類	備考
保険証(写)等	就職、または被保険者となったとき、就職年月日が確認できる書類 他の者の被保険者となった場合
雇用契約書・雇用証明書	収入が増加したとき、いつから収入が増加したのか状況がわかる書類
確定申告書(写)	
年金改定通知書(写)	
雇用保険被保険者離職票 失業給付受給資格者証(写)	失業給付を受給するとき、失業給付の受給状況が確認できる書類
戸籍謄本	離婚したとき、離婚日(親権が定まったこと)のわかる書類
死亡診断書等(写)等	死亡したとき、死亡日のわかるもの
住民票	同居が要件の者が別居したとき、別居日のわかるもの
その他	扶養事実の申立書において扶養しなくなった状況を記載

被扶養者の要件を欠いたときは、申告書に上記の添付書類と被扶養者証を添付して届出してください。